更新手続に必要な書類について

☆必ず提出が必要な書類

書類番号	書類名	必要部数（部）		
		貸付契約	使用許可	使用承認
①	申請書	1	1	1
②	納入告知書の送付先等について	1	1	1
③	法令制限チェックシート	1	1	1
④	位置図	5 (6) ※1	4 (5) ※1	4 (5) ※1
⑤	区域図			
⑥	実測図			
⑦	面積計算図簿			
⑧	現況写真			

●必要に応じて提出が必要となる書類

書類番号	書類名	必要部数（部）		
		貸付契約	使用許可	使用承認
⑨	法令制限に係る許認可書の写し ※2	1	1	1
⑩	契約者等の変更届 ※3	1	－	－
⑪	暴力団排除に関する誓約書・役員名簿 ※4	1	1	1
⑫	委任状 ※5	1	1	1
⑬	施設の利用及び維持管理計画書 ※6	1	－	－

※１：貸付使用区域が２つの事務所の管轄区域にまたがる場合、カッコ内の部数で提出

※２：貸付使用区域に法令制限（保安林、自然公園等）がかかっている場合提出

※３：借受人の名義や住所が変わった場合提出

※４：前回更新時に提出済みの場合及び、国及び地方公共団体は提出不要。ただし、前回更新時から名義や住所等内容に変更がある場合は提出

※５：物件を共同で借り受けている場合提出

※６：無償貸付契約の場合提出

書類作成にあたっての留意事項

☆必ず提出が必要な書類

①　申請書

〇記載面積の端数処理について

平成３０年４月１日より貸付使用面積の端数処理方法が四捨五入から切り捨てに変更されましたので、更新手続きにあたっては面積の再計算を行うとともに、必要に応じて図面の修正をお願いいたします。

従来　：　林小班毎・用途別に小数点以下四捨五入し整数止め

変更後：　林小班毎・用途別に小数点以下を切り捨てし整数止め

〇無償貸付契約を継続して希望する場合について（無償貸付契約者のみ）

「６　その他」の欄に理由をご記載下さい。

（記載例）

当市の財政事情等の事由から引き続き無償貸付契約による土地の貸付を願います。

〇基本的な更新期間（３年又は５年）未満の期間を希望する場合について

誤記との区別のため、「６　その他」に理由をご記載下さい。

（記載例）

令和□年度中に返地を予定しているため、更新期間△年で申請します。

〇借受人の名義が寺社・寺院等の場合

代表役員、氏子、だん徒等の総代の連署が必要となります。

②　納入告知書の送付先等について

必ず担当者の「所属」「氏名」「電話番号」をご記載下さい。

③　暴力団排除に関する誓約書・役員名簿（国及び地方公共団体以外）

前回更新時に提出済みの場合は不要ですが、名義や住所に変更があった場合は提出が必要となります。

④　法令制限チェックシート

貸付使用区域の法令制限を記載し、許認可書の取得状況等についてご記載下さい

⑤　位置図（縮尺：１／２０，０００）

縮尺は２万分の１とし、図面の拡大縮小はせずにご提出下さい。

⑥　区域図（縮尺：１／５，０００）

縮尺は５千分の１とし、図面の拡大縮小はせずにご提出下さい。

⑦　実測図

任意の縮尺で貸付使用物件の詳細な区域がわかるものをご提出下さい。

⑧　面積計算図簿

貸付使用の面積計算の根拠となる書類・図面を添付して下さい。

貸付使用の区域が不明確な場合、実測を行い、測量成果もご提出下さい。

実測の結果面積に増減が生じた場合、書類送付時に森林事務所にご説明下さい。

〇記載面積の端数処理について

平成３０年４月１日より貸付使用面積の端数処理方法が四捨五入から切り捨てに変更されましたので、更新手続きにあたっては面積の再計算を行うとともに、必要に応じて図面の修正をお願いいたします。

従来　：　林小班毎・用途別に小数点以下四捨五入し整数止め

変更後：　林小班毎・用途別に小数点以下を切り捨てし整数止め

⑨　現況写真

用途別の写真を添付して下さい。

●場合に応じて必要となる書類

（⑫・⑬の様式が必要となる場合は担当森林事務所までご相談ください）

⑪　法令制限に係る許認可書の写し（重要）

貸付使用区域に保安林や自然公園等の法令制限がかかっている場合、関係行政庁の許認可書の写しが必要となります。

※写しがなければ更新を行うことができませんので、各市町等へお早めの手続きをお願いいたします。

⑫　名義（住所）変更届

借受人の名義や住所が変更となる場合、その理由を示す資料と共に、借受人が個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿をご提出下さい。

※建物等の所有権移転に伴う名義等の変更は、事前承認が無い限り認められませんのでご注意ください

⑬　委任状

○○外△名という形で共同で借り受けている場合は提出が必要となります。

⑭　施設の利用及び維持管理計画書

無償貸付契約をしている場合、契約毎に提出が必要になります。